

(市民参加)

第7条 議会は、必要に応じて市民参加の機会を設けるものとする。

- 2 議会は、市民の意見及び知見を審査等に反映させるため、公聴会及び参考人制度の活用に努めるものとする。
- 3 議会は、請願者や陳情者に、委員会において委員長の許可の下に意見陳述等を行う機会を設けることができる。
- 4 議会は、地域に出向いて議会報告や意見交換を行うことができる。

【解説】

- ・我が国は地方自治においても「間接民主制」を採用しています。したがって、議会による「間接民主制」が原則ですが、それを補完するために「直接民主制」の手法が必要であると議会が判断した場合には市民参加の機会を設けることができる旨を規定しました。
- ・議会は、審査等に市民の意見や専門家の知見を反映させるために、地方自治法が定める公聴会や参考人制度を積極的に活用するものとしています。
- ・議会に対して、請願や陳情がなされた場合、各委員会における審査に際し、委員長の許可のもとに請願者や陳情者に対して意見陳述をする機会を設けることができるとしました。
- ・議会は市民に対する説明責任を十分に果たすため、必要に応じて地域に出向いて報告会や各種団体やサークルとの意見交換会を行うこととしました。